

錦江町農業委員会 2 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 7 年 2 月 2 5 日（火） 午後 2 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 10 人）

会長	1 番	安水 純一
会長代理	2 番	鳥越 秀一
委員	3 番	宿利原 勝吉
委員	4 番	元丸 敏朗
委員	5 番	宿利原 進
委員	6 番	安田 憲次
委員	7 番	徳永 哲朗
委員	8 番	鍋 康博
委員	9 番	貫見 和洋
委員	1 0 番	畠中 正秋
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	寺田 郁哉
委員	1 3 番	毛下 利美
委員	1 4 番	内藺 雄治

農地利用最適化推進委員	内藺 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○欠席 農業委員 内藺委員

○事務局職員 事務局長 坂口 美智代

書記 永田 宗成・折久木 まり子・中野 好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第38号 農地法第3条許可申請について

議案第39号 農地法第4条許可申請について

議案第40号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第41号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第42号 農地バンク法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対す
る農業委員会の意見聴取について

議案第43号 地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対する農業委員会の意見
聴取について

○事務局	ただいまから令和7年2月定例総会を開会いたします。姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章朗読を7番徳永哲朗委員にお願いいたします。
○徳永委員	憲章朗読
○事務局	次に会長挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さんこんにちは。2月も終わろうとしておりますが、雪が降ったり、今朝ほどは私の家の庭の温度計はマイナス5.5度を指しておりました。それでまた二、三日したら今度は4月並みの気温になるということで、寒暖差が大きいようですので、どうか体には十分気をつけるようにしてください。それと7日に行われました大隅地区農業委員会研修には多くの方が参加していただき、誠にありがとうございました。それでは、ただいまより令和7年2月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。内菌委員より欠席の報告が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に12番寺田委員と13番毛下委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題といたしますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。1ページをお開きください。4日、農地中間管理事業推進担当者会議を本庁にて永田がウェブで受講しております。4日から5日、なんぐう農政協議会視察研修ということで、徳之島町に坂口が出席しております。7日、大隅地区農業委員会等研修会、鹿屋市のほうで開催され、19名の委員の方に出席頂きました。19日、農業委員会事務局長等会議、鹿児島で開催され坂口が出席しております。20日、現地調査4条転用許可について、貫見委員、舞原推進委員に調査して頂いております。そして本日25日、農業委員会2月定例総会となっております。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等ありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、附議事項に入ります。議案第38号農地法第3条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号13番の譲渡人の方が〇〇さん、原沢の方です。経営規模はお目通しください。場所が田代川原字小河ノ上4778番、地目が台帳現況とも田、地積が743㎡です。譲受人の方が〇〇さん、原沢の方です。経営規模はお目通しください。受付番号14番の譲渡人の方が〇〇さん、原沢の方です。経営規模はお目通しください。場所は田代川原字小河ノ上4781番、地目は台帳現況とも田、地積が278㎡です。譲受人の方が〇〇さん、原沢の方です。経営規模はお目通しください。受付番号15番の譲渡人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。経営規模はお目通しください。場所

	が7筆ありまして、命苦村ノ前に2筆と命苦に2筆と椿ヶ平に3筆です。いずれも神川になります。地目が台帳現況とも田が2筆と畑が5筆あります。地積が合計で17,657㎡です。譲受人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。経営規模等はお目通しください。以上です。
○会長	受付番号13番14番について白桃推進委員の報告をお願いいたします。
○白桃推進委員	報告をいたします。〇〇さんはもう歳が一定で、自分で作付するのが大変だということで、〇〇さんと〇〇さん、隣同士なんですが、2人に無理を言って譲りましたというような話でした。〇〇さんと〇〇さんは、〇〇さんもある程度年齢がいつているんですけど、まだ元気でできるということです。〇〇さんは勤めながらの菜園をするような話でした。以上です。
○会長	次に受付番号15番について、宿利原進委員の報告をお願いいたします。
○宿利原進委員	15番の譲渡人の〇〇さんは鹿屋市在住で、財産を全部処分するということで、譲受人の〇〇さんが鹿屋市吾平町の方で、林業を中心に農業もされているということで、何も問題はないと思います。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○鍋委員	それぞれに単価、売買額を教えてくださいと思います。
○会長	白桃さん、お願いできますか。
○白桃推進委員	何を。
○会長	お金は幾らだったのか。
○白桃推進委員	お金の方は〇〇だそうです。お金は〇〇ということでした。
○宿利原進委員	15番の〇〇さんの畑が反当〇〇円、田んぼが反当〇〇円で、全部で〇〇円とのことでした。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。議案第38号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第38号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第39号農地法第4条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、5ページをお開きください。受付番号2番の申請者の方が〇〇さん、辺志切の方です。場所が2筆ありまして、いずれも田代川原字袖山岩穴です。地番等はお目通しください。地目は台帳現況とも田です。地積が合計で2,630㎡です。転用の目的につきましては、山林にしたいということです。理由といたしましては、周囲が山林なので生産性の低い農地のため、杉を植えるということになっております。では、次のページからが図面となります。6ページが

	管内図になりますので、左のやや真ん中より下のところです。申請地になっております。南大隅町との境目ぐらいのところに場所はなっております。7 ページがですね、地図なんですけれども、目的物がないのでですねちょっと分かりにくいかなと思うんですけれども、この真ん中のところに県道辺塚根占線がありますけど、右側の方が大原公民館があって、これずっとこの通り行けばグリーンロードがあると。グリーンロードと大原の公民館の大体、間ぐらいにある農地になります。8 ページがですね、航空写真になります。このような形の農地になっております。見て分かるとおりですね、周りはほとんど山というような形になっております。南大隅町の境という事で、番地が出てないところは南大隅町になります。9 ページが図面になるんですが、こういう形で段のあるような場所になっておりまして、そこに杉を植えるということで申請が上がってきております。以上になります。
○会長	受付番号 2 番について舞原推進委員の報告をお願いいたします。
○舞原推進委員	はい。受付番号 2 番について、お答えします。20 日に事務局 3 名と貫見委員で、現地調査を行いました。現地は、郷原の公民館前の道路を山手のほうに入り込んだ場所になります。ちょっと前まで米作りをしておられましたが、周囲が杉山で、生産性が低く利便性も悪いことから周りのと一緒にもう杉の山にしたいということでした。よろしくをお願いいたします。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。議案第 39 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 39 号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 40 号旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 11 ページをお開きください。受付番号 6 番の譲渡人の方が〇〇さん、鳥浜の方です。経営規模はお目通しください。場所が 2 筆ありましていずれも神川字諏訪ノ前です。地番はお目通しください。地目は台帳現況とも、いずれも田となっております。地積が合計で 1,624 m²です。譲受人の方が〇〇さん、神川城の方です。経営規模はお目通しください。受付番号 7 番の譲渡人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。経営規模はお目通しください。場所は神川字外戸口 1094 番 1、地目が台帳現況とも畑、地積が 2,204 m²です。譲受人の方が〇〇さん、神川城の方です。経営規模はお目通しください。受付番号 8 番の譲渡人の方が〇〇さん、川南の方です。経営規模はお目通しください。場所は城元字牧 5261 番 2、地目が台帳現況とも畑、地積が 1,037 m²です。譲受人の方が〇〇さん、川北の方です。経営規模はお目通しください。受付番号 9 番

	の譲渡人の方が〇〇さん、笑喜の方です。経営規模はお目通してください。場所は2筆ありまして、神川字大牧と神川字平二郎尾崎です。地番はお目通してください。地目は2筆とも台帳現況とも畑です。地積が合計で4,972 m²です。譲受人の方が〇〇さん、笑喜の方です。経営規模はお目通してください。次のページからですね、それぞれの案件の地図で12ページが6番の案件の地図と13が7番の案件、14が8番の案件、15が9番の案件の地図となっております。そちらも参考でお目通してください。以上になります。
○会長	受付番号6番、7番について徳永委員の報告をお願いいたします。
○徳永委員	6番、7番を報告します。6番の〇〇さんの土地の田んぼですが、令和5年にあっせん申出があった物件です。今まで価格の折り合いがつかずに長引いておりましたが、今回、〇〇さんが買うということで、売買が成立したものです。金額は2筆合わせて〇〇円です。7番の〇〇さんの畑ですが、もともとは畑に木を杉なんかを植えて山林にしていた場所です。ここ木を伐採、抜根して畑に戻した土地です。今、畑として使っておる場所ですが、この木を伐採したり抜根したのでこの金額がかかったということで、売買価格は〇〇円になっております。いずれも畑田んぼとして利用しておりますので、問題ないと思います。以上です。
○会長	次に受付番号8番について私が報告をいたします。この案件は買いたいということで、あっせん申出があったものです。今回〇〇円で話がつかまりました。〇〇さんは新規就農者で、しっかりと畑も管理しておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。次に9番についてを、宿利原勝吉委員の報告をお願いいたします。
○宿利原勝吉委員	はい9番の、これは〇〇さんは、昨年12月に売りたいというあっせんで、〇〇さんに相談したところ、快く買うということで、あっせん成立でございます。売買価格は全部で〇〇円です。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。議案第40号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第40号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて、議案第41号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、公平な審議を行うため委員の退席を求めなければならない案件もあることから、3回に分けて審議したいと思います。異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号208番から220番について事務局の

	説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では17ページをお開きください。受付番号208、209番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は2筆ありまして、いずれも城元字池ノ上です。地番はお目通しください。地目は2筆とも畑です。地積が合計で6,761㎡です。期間が令和7年2月26日から令和11年12月14日までです。小作料は全部で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。受付番号210番の貸し人の方が〇〇さん、川南の方です。場所が城元字牛道4741番3、地目が畑、地積が5,281㎡です。期間が令和7年2月26日から令和9年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、川北の方です。受付番号211番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は神川字小長崎5019番、地目が畑、地積が8,759㎡です。期間が令和7年3月1日から令和11年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、皆倉の方です。受付番号212番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は田代麓字土橋1632番、地目が畑、地積が2,101㎡です。期間が令和7年2月26日から令和16年12月14日までです。小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇、木場です。受付番号213番の貸し人の方が〇〇さん、山下の方です。場所は田代麓字桂廻2810番1、地目が畑、地積が851㎡です。期間が令和7年2月26日から令和16年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇、木場です。受付番号214番の貸し人の方が〇〇さん、長崎県の方です。場所は田代麓字桂廻2810番2、地目が畑、地積が296㎡です。期間が令和7年2月26日から令和16年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇、木場です。受付番号215番の貸し人の方が〇〇さん、中尾の方です。場所は田代麓字立神5149番2、地目が田、地積が3,512㎡です。期間が令和7年2月26日から令和16年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇、木場です。受付番号216から219番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は4筆ありましていずれも田代川原字坂ノ上です。地番はお目通しください。地目は4筆とも畑です。地積が合計で7,768㎡です。期間が令和7年2月26日から令和16年12月14日までです。小作料は合計で〇〇円です。借り人の方が〇〇、木場です。受付番号220番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は田代川原字長尾2660番、地目が畑、地積が2,806㎡です。期間が令和7年2月26日から令和16年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇、神川新町です。すいません1点訂正でした。211番の賃借料〇〇円となっていましたが〇〇円でした。こちら〇〇円ですので、すいませんが訂正をお願いします。はい、そして別紙のほうでですね借り人の方の経営状況等がございますので、そちらのほうもですね参考にお目通しください。以上になります。
○会長	事務局から説明がありましたが、受付番号208番から210番について私が報告をいたします。受付番号208番209番の借り人の〇〇さんは、ゴボウ、甘藷

	を中心に耕作しております。住所は鹿屋市なのですが、全ての農地が錦江町であります。毎年のように面積も広げており、しっかりとした経営管理をしておりますので、何ら問題ないと考えます。受付番号 210 番の借り人の〇〇さんは甘藷、高菜を中心に耕作されております。圃場内も圃場周りもしっかり管理しておりますので、何ら問題ないと考えております。以上です。次に、受付番号 211 番について、水流推進委員の報告をお願いいたします。
○水流推進委員	はい。この圃場は今年、抜根をいたしまして、そのあとの畑です。現在きれいにはされたんですが、木の根っことかいろいろあるみたいで、本人同士の話し合いで、反当〇〇円、8反分、〇〇ということで話は聞いております。〇〇君は、後継者として畜産を頑張っておりますので、また近くにも畑の集積という観点からも大丈夫だと思います。よろしくお願いします。
○会長	次に受付番号 212 番から 214 番について、折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	212 番から 214 番の借主は、皆さんもご存じのとおり、〇〇さんです。管理もきちっとしていらっしゃいますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
○会長	次に受付番号 215 番について、横原推進委員の報告をお願いいたします。
○横原推進委員	はい、215 番につきましては、借受人は〇〇さんで先ほどもありましたが、何ら問題ないのではないかと思います。よろしくお願いします。
○会長	次に受付番号 216 番から 220 番について舞原推進委員の報告をお願いいたします。
○舞原推進委員	報告いたします。216 番から 219 番はそのまま継続でよいということで、〇〇さんに作って頂くことになりました。圃場もきれいにしておられますので、問題ないと思います。220 番は〇〇さんのほうに新規でお願いして、作付けできるということでしたのでお願いいたしました。周りも〇〇さんは周りの畑も借りておられて、既に飼料用の麦も植えておられます。圃場もきれいにしておられますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
○会長	はい、事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	はい。質疑なしと認め採決をいたします。受付番号 208 番から 220 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 208 番から 220 番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に受付番号 221 番について審議しますが、公正な審議とするため〇〇委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 18 ページになります。受付番号 221 番の貸し人の方が〇〇さん、木原の方です。場所は馬場字木原ノ上 1970 番 1、地目が田、地積が 3,001 m ²

	です。期間が令和7年2月26日から令和12年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、塩屋の方です。また先ほどの別紙をまた参考でご覧ください。以上です。
○会長	受付番号221番について、鳥越委員の報告をお願いいたします。
○鳥越委員	はい、報告いたします。〇〇さんは今、ご存じの〇〇さんご夫婦です。これは継続案件でなんら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。
○会長	はい、事務局の説明と担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。受付番号221番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号221番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ここで〇〇委員の入席を認めます。次に受付番号222番について審議しますが、公正な審議とするため、〇〇推進委員は退席をお願いいたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では受付番号222番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は城元字集り1367番1、地目が田、地積が1,551㎡です。期間が令和7年2月26日から令和11年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、麓の方です。また先ほど案内しましたA4の別紙のほうで、借り人の方の詳細をご確認ください。以上になります。
○会長	はい、受付番号222番について寺田委員の報告をお願いいたします。
○寺田委員	報告いたします。借り人の〇〇君は皆さんもご存じのとおり推進委員でございます。継続の案件でございますので、何ら問題ないものと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
○会長	はい。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号222番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号222番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇推進委員の入室を認めます。続いて議案第42号農用地利用集積等促進計画に対する農業委員会の意見についてを議題といたしますが、公正な審議を行うため委員の退席を求めなければならない案件もあることから、3回に分けて審議したいと思います。異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは1番から8番について事務局の説明をお願いいたします。

○事務局	はい、では 20 ページになります。1 番から 8 番の案件につきましては、受け手の方が〇〇さん、〇〇、〇〇さんの 3 名となっております。出し手の方が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの 5 名となっております。場所等につきましては城元の田んぼが 5 筆の 4,431 m ² と馬場地区のほうの田んぼが 1 筆の 1,799 m ² 、田代麓地区の田が 2 筆の 1,378 m ² 、合計の田んぼが 8 筆の 7,608 m ² というような形となっております。場所と期間、地代につきましてはご確認ください。以上になります。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑ありませんか。
○委員	なし。
○会長	はい。質疑なしと認め採決をします。1 番から 8 番については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって 1 番から 8 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。次に 9 番についてを審議しますが、公正な審議とするため〇〇推進委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、9 番の借手の方は〇〇さん 1 名です。出し手のほうが〇〇さん 1 名です。場所は田代麓の田んぼが 1 筆の 1,051 m ² というような形となっております。その他の詳細につきましては、ご覧ください。以上です。
○会長	はい。事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。9 番については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって 9 番については、原案のとおり承認することに決定しました。ここで〇〇推進委員の入室を認めます。次に、10 番から 17 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、10 番から 17 番の借手のほうは〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの 3 名となっております。出し手のほうが〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの 4 名となっております。場所は神川の畑が 3 筆の 7,200 m ² と田代麓の田んぼが 3 筆の 2,488 m ² 、田代川原の田んぼが 2 筆の 2,386 m ² 。合計で田んぼが 5 筆の 4,874 m ² 、畑が 3 筆の 7,200 m ² 。総合計で 8 筆の 12,074 m ² となっております。その他の詳細につきましては、ご確認ください。以上です。
○会長	はい、事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。10 番から 17 番については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。

○会長	異議なしと認めます。したがって10番から17番については、原案のとおり承認することに決定しました。続いて議案第43号地域農業経営基盤強化促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。22ページです。地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対する農業委員会の意見についてということで、長い名前になっておりますが、いわゆるこれ地域計画の農業委員会からの意見を求めるものでございます。23ページに錦江町長のほうから農業委員会長のほうに意見聴取ということで依頼文が出されており、産業振興課の生産振興チームのほうからなんですが、私が兼務をしている関係で私の名前で出させていただいております。地域計画の協議につきましては、令和5年度から大根占地区の水田に始まり、本年度11月12月、また1月2月でそれぞれ町内15地区の地域計画の話し合いを持たせていただいたところであります。で、それぞれですね担当地域の協議の場に農業委員さん全ての方が出席していただいております、本来ならばですねこの地域計画15地区の地域計画案を印刷したかったんですが物すごい数になりますので、本日はそれぞれ出席をしていただきました地区の協議の中で、もうそれを元に認めていただく形をとらせていただきたいのと、この地域計画が今回策定をしたからもうそれで終わりというわけではなく、毎年毎年流動化するこの農地に対して今年度のようにですね協議の場を持たせていただきながら毎年、毎年見直しをかけていく計画となっております。で、本日農業委員会に意見聴取として上げさせていただいているんですが、錦江町からはまずこの農業委員会そして鹿児島県地域振興公社、両根占土地改良区、肝属南部土地改良区、農協の大根占支所、農協の田代支所、6ヶ所に対して意見聴取をさせていただいているところです。この意見聴取の後、2週間の公告縦覧を持ちまして3月末で一応策定をする計画であります。本日は、計画書はそれぞれ皆さんご自宅に地域の計画書は持っていらっしゃると思うんですが、農業委員会が作成するですね、目標地図を出させていただいているところです。地域計画案のちょっと資料のほうがお手元には届いていないんですが、それぞれ担当地域の協議の場に出た部分でご意見を頂く形をもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。 少し地図について補足です。一応全ての地区の地図を手元にあります。個人ごとに担うものを全て上げないといけないので、地区によってはですね何十人ってある場合、色づけされてても非常に分かりづらいところもあるかと思いますが一応こういう形で出来上がる形になります。今までは担い手とか認定農業者とか認定新規とかいう形で大きなくりで色づけされた地図を見てるかと思うんですが、最終的に仕上げるのはこのような形の地図というふうになっております。今、あくまでもこのつくり上げた地図もですね、現在契約が入っているのプラス聞き取りで分かった部分取りあえず上げてある形になっておりま

	す。実際、5年分の聞き取りなんかもあつたりして若干情報が古いのもあつたりするので正確ではない部分もあるかとは思いますが、取りあえずこういう形で今年度上げていきまして、先ほども言ったとおりですねまた来年再来年ずっと見直しをかけていきますので、より10年後の未来が描けるような地図になっていけばいいのかなと思っているところです。白いところが会するときにも言っていましたが、75歳以上の方がつくってるところとかの農地になっておりますので、ここをいずれ誰が作るかっていうのを埋めていくような形、最終的にはなっています。白いところがだんだんなくなっていけばいいなというところなんです、場所によってはなかなか見つからない場所もあるかと思いますが、そういったところを今後検討という形で上げてあります。以上です。
○会長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑や意見はないでしょうか。何か聞きたいこととか、大丈夫ですか。
○鍋委員	これは今回の形でまとめたものをただ出してあるだけですね。まあ言えば今までの中で行って集積をしてもっとこうしようかっていうようなのはもう来年以降になるというそういうふうな考えかたですか。
○事務局	そうですね。
○鍋委員	はい、わかりました。
○会長	よろしいですかね。はい。それでは特に意見がないようでしたので、意見なしという回答をしてもよろしいでしょうか。
○委員	はい。
○会長	はい。ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは先ほどの意見をまとめて回答いたします。それでは、以上で令和7年2月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	すいません。それでは以上をもちまして令和7年2月錦江町農業委員会定例総会を閉会いたします。姿勢を正してください。一同礼。ありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

1 2 番

1 3 番

議事録調整者